大阪毎日新聞 月日

社會の聲

連判狀で給料を貰ふ
藤永田の罷業職工
日野國明氏に依頼して

勞働爭議中の市内西區新炭屋町藤永田造船所では曩に給料支拂の日を十六日と發表し

た右に就き罷業職工間には給料の受取方に就て種々議論もあつた如くであるが結局連判狀を取り代表者を定めて受取る事とし幹部間の斡旋で漸く十六日正午に到り千五百九十三名の署名捺印を得たので日野國明氏を職工の代表者として給料受取方を依頼し 同日午後同氏の手許に該連判狀を提出した

連判狀を受取つた日野氏は直ちに其趣を工場主側に傳へ十七日正午迄を期して支拂を受くる事を約した復一方罷業に加はらない職工四百三十二名（内本工場百七十三名分工場二百五十九名）及び何方も附かずの職工三百七十三名（本工場二四〇名分工場一三三名）は個人として十六日に支給を受けた

最初の意志を飽まで貫く
電線職工

去る十五日會社側に第二回の嘆願書を提出し翌日の回答日に容れられざる場合は斷然罷業に入る旨を申入れ置いたが會社側では何等の餘地なしとて却下された

市内西區恩貴島南之町住友電線製造所職工約一千名は十六日午後六時より西區西九條上の町鍋染職に集合し第一第二回の實行委員から交渉の顚末を報告し二十數名の職工は各自五分間演說を試みて

相互の結束を固うす

る事に努め午後十時解散した解散後第一第二回の實行委員は今後の態度に就き凝議する處があつた因に第一回の要求書の回答は十七日午後十時である職工側は會社が前回同樣の態度に出づるやうな事があつても更に要求書を提出し最初の意思を貫徹する事に努めるこ

歎願書を再び提出
製鋼職工
全部連判狀を採る事に決る

市内西區島屋町住友製鋼所職工が十六日正午會社側に歎願書を提出したが會社側では實行委員中に解職した

山内某
が加はつて居た爲め考慮を促した

之に對し職工側では直ちに凝議する處があつたが山内は會社が如何に自分を解職者と見做して居るにもせよ其理由がないとて張し同樣の歎願書を再び提出した（十六日午後三時半）夫を見た會社側では前回同樣に例付けた

演說を試み更に實行
電線製綱に呼應して
ベストを盡す
伸銅職工

這般來電線製鋼の兩工場と相呼應して勞働運動を起す可く暗中飛躍をして居た市内西區安治川北通一丁目住友伸銅所職工三千五百名中の幹部は兩一場の職工の提出した歎願書に對する會社側の態度が頗る强硬なので

何處迄も職工として
の主張を貫徹せしむ可き最善の方法を採る可く起つ事を決心し

十六日午後六時より西區西野田十六町某所に幹部會を開いた因に幹部會で協議した案件は直ちに代議員會に提出する豫定である

汽車會社
職工も動く

市内西區河岸町汽車會社の職工も近來他工場の職工が勞働運動を起して居るのに促され近く具體的の案を草し會社側に歎願す可く寄々幹部間で協議して居ると

藤永田の職工が負たら大阪日々
同情罷業を起す
電線所職工の弱腰を嘲る
住友伸銅と製銅職工の意氣

同じ住友を工場主に戴く電線所職工の歎願書提出以來の腰弱き態度を冷笑して居る伸銅所及び製銅所の職工三千餘名は二工場の有力な組合たる新進何れを中心として團體交渉權要求の後會を待つ丶ある最近に起つた友誼團體たる藤永田造船所職工の運動が職工側の敗北と決した場合は電線所を別として二工場が奮起し同情罷業を行ひ團體交渉權を要求するとの十六日決議した

闘西勞働
運動を研究しよう

石原内務省事務官談

闘西勞働問題視察の爲め來阪の内務省安井事務官が

のたぬに念に見合せたので私が出張を命ぜられた何分私の仕てゐる仕事と勞働問題とはかけ離れ場ゞてゐるので是と謂ふ話は出來ないが二三日滯在を機會に關西の勞働運動も研究して見るつもりである」云々